平成29年5月23日 第11890号

0	の	0	_	宗	0	の	0	0	_	0		0	0	0				
"	実施	猟銃		完 了	公共	完了	開発	一般		国土		道 路	道 路	特定計				闭
		の 操			施設		許 可	競 争		調査		の供	の 区	量			į	Ц
		作及び	一 公		に係る		を受け	入札の		の成果	公公	用 開 始	域変更	器定期	【告	目		
		分射撃	【公安委員会】		開発		り た 開	実施		木の認	_	УП	灭	対検査	н		<u> </u>	県
		の技能	員会		行為		発 行			証	告】				示】	次	1	
		能に関			に関す		為に関											
		声する			, る 工		声する										4	极
		講習			事の		工 事										2	
IJ		生			"		建	情	課	中		11	道	産				発
		生活安全企					築指	報政策		山 間			路整	業企		担当	ı	岡 山 県
		全企画					導課	策課		· 地 域			備課	画課		課(室)	,	715
		課								振興						三	1	3
																		目
																		次
																		担
																		当課
																		(室)

◎岡山県告示第二百九十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査

二十九号) 第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、 なお、対象となる特定計量器は、 (計量法施行令 分銅及びおもりとする。 (平成五年政令第三百

平成二十九年五月二十三日

太

定期検査を行う区域、 場所及び期日

					瀬戸内市														新見市	区域
"	瀬戸内市役所	"	瀬戸内市役所牛窓支所	"	瀬戸内市役所長船支所	,,,	II.	"	新見市地域福祉センター	JJ	新見市哲西支局	"	新見市神郷支局	新見市大佐支局	熊谷公民館・熊谷市民センター	土橋交流センター	井倉公民館・井倉市民センター	新見市哲多支局	上市公民館・上市市民センター	場
"	二十月	"	" 十九日	<i>II</i>	田〉十	n n	// 十 日	"	// 十 日	<i>11</i>	"七日	"	ッ 六日	"	" 五 日))])	" 四 日	" F " =	九三年	期
三二二三三三三二二三三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	 -=- 	- -=- -=- -=- -= -=	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	-	10:1:10~	五二二二五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	 -=- -=- 	- ==- ==- ==- ==- ====================	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	- ====================================	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	-		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		; ; ;		======================================	10:110~	日

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会二 実施機関

◎岡山県告示第二百九十三号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間 般の縦覧

に供する。

平成二十九年五月二十三日

木

隆

太

路 線 名 三一道路の種類 一般[

一道路の区域

六三五九・〇	六 九 〈	H	から真庭市蒜山初和字乢ノ根四七八番一地先
六 二 五 · 七	九 · 六 二 九 · 四	新	真庭市蒜山初和字乢ノ根四七八番一地先 真庭市蒜山下長田字宮田二〇六八番一地 真庭市蒜山下長田字原下河原一八〇六番 真庭市蒜山下長田字原下河原一八〇六番 三地先を経て まで
六三五九・〇	六 五 九 ・ 一		まで 真庭市蒜山下長田字稗原九五四番七地先 真庭市蒜山初和字乢ノ根四七八番一地先
(メートル) 長	(メートル)	別新旧	区域

	八 一 五 四 〈	旧	地先まで 高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九地先から
八 一 · 五	八 三 七 ・ 八	新	地先を経て地先を経て地先から地先を経て地先を経て地先を経て地先を経て地先を経て地先を経て地先を経て地方を経てがある梁市中井町津々字リヤ谷一六九四番七
	八 一 五 四 ·		地先まで高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九地先から
(メートル) 長	(メートル)	別	区域

真庭市蒜山下長田字稗原九五四番七地先

長屋賀陽線

道路の種類 県

三 道路の区域 品田老松線

11110.0	+ + + + +	旧	先まで 倉敷市西中新田字八反地三二〇番一九地
			倉敷市西中新田字焼山一三三番九地先か
11110.0	七 一 三 · 五	新	先まで発別を出三二〇番一九地の一角敷市西中新田字八反地三二〇番一九地の
(メートル) 長	(メートル)	別	区域

◎岡山県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間

半成二十九年五月二十三

十十年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

			県道	種 道 路 類 の
福 田 老 松 線			長屋賀陽線	路 線 名
で 倉敷市西中新田字八反地三二〇番一九地先ま 倉敷市西中新田字焼山一三三番九地先から	まで高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九地先を経て	高梁市中井町津々字山神追一六九七番一地先から	高粱市中井町津々字ワヤ谷一六九四番七地先	回
		三 年 五月二十	平成二十九	年 供用開始

〔一六三〕国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

		地籍簿	平成二十八年八月		
五. 日		地籍図及び	\$		
平成二十九年四月二十	高尾の一部	新見市	平成二十七年五月	見市	新
		地籍簿	平成二十九年一月		
五.	の一部	地籍図及び	\$		
平成二十九年四月二十	中井町西方	高梁市	平成二十七年四月	梁市	高
	た地域	成果の名称	調査を行った期間	た者の名称	た調

(5)

札を実施する。 六四 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 11 次のとおり 般競争入

平成二十九年五月二十三日

岡山県矢事 一月 房一

太

1 调莲门谷

(1) 調達件名

平成29年度テレポート岡山非常用発電設備精密点検業

(2) 調達業務の特質等

フ 決。 岡山非常用発電設備精密点検業務仕様書

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日ま、

入札説明書に

(4)

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず, 切り捨てるものとする。) 落札決定に当た (当該金額に1円未満の端数があるときは, 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8 て落札価格とするので, 入札者は,

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする

- 山 \mathbb{H} 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 平成29年度に県が発注する役務の提供の調達契約であっ される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 「資格告示」 (役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格, に定める 資格をいう。) (平成7年政令第372号) を得てい 資格審査の申請手続等。 (平成29年岡山県告示第59 て地方公共団体の物品等
- (2)般社団法人日本内燃力発電設備協会の保全部門に係る自家用発電設備専門技術 (常時雇用 ている者に限る。) \wedge

(3) 地方自治法施行 4 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当

- 約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札 この公告の日から落札者が決定する での間において, 岡山県役務の提供の契
- の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でな この公告の日から落札者が決定する日までの間において, 岡山県から役務の提供
- (平成11年法律第225号) (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) に基づく再生手続開始の申立
- 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受
- 3 競争入札参加資格の申請手続

g \aleph (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成29年6月19日(月) 午後4時

1 人札手続等

入札説明書等の交付の場所,

700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 (086) 226-7265 (直通)

子メールアドレス joho@pref.okayama.1g.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 父付期間

をいう。以下同じ。) を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 平成29年5月23日 を除く。)の午前9時から午後5時まで (火) から同年6月19日 (用) 第1条第1項に規定する県の休日 (県の休日 (岡山県の休

イ 交付方法

(1)の場所で交付する

jp/soshiki/20/) からダウンロードする また, 岡山県県民生活部情報政策課ホ \cap せてきる。 (http://www.pref.okayama.

(3) 入札説明会

開催しない。

4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は, 般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

ア 提出期間

限る。以下同じ。) 午前9時から午後5時ま 平成29年 5月23日 による場合にあっ (から同年6 月19日 同月16日 (書留郵便又は信書便による (金) 午後5時を受領期限 (県の休日を除く。)

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成29年7月3日(月) 午前10時

F700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によるこ

 \wedge

ア 排 想

契約を締結する権限を有し ている者 (以 下 [太本] という。) 又は代理人が(1)

の日時及び場所に入札書を持参する 人からの委任状を持参し, 入札前に提出する $_{\mathcal{C}}^{\circ}$ ただし、 ە (ر 代理人が持参する場合は,

イ 郵送等

の郵便(封筒を二重とし、外側の封筒に に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。) 本人が作成した入札書を封印をし (金) の午後5時までに到着するよう郵送等により提出する 「入札書在中」 4(1)の場所を宛先 と朱書 をもって平成29年6 \wedge

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通

日本語及び日本国通貨

入札保証金及び契約保証金

~1

(1) 人们保証金

各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代える 上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。 の入札に参加する者は, (昭和61年岡山県規則第8号。 入札保証金と して見積もった契約金額の100分の5 「財務規則」 とができ

入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある 次のいずれかに該当する場合においては, 財務規則第133条の規定に

- 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した
- 契約を締結しないおそれがないと認められるとき。 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、 かり,
- ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結 これらを全て誠実に履行し, 落札後契約を締結しないおそれがない

(2) 契約保証金

て契約保証金の納付に代え 契約保証金 \sim て契約金額の100分の10以上の金額を納付し 財務規則第131条第 とができ 2項各号に掲げ Ø,

ただし、 財務規則第155条の規定により 契約保証金の全部又は

8 40 名

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加申込書を提出した者は, 契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には, 平成29年6 月30日

(2) 入札の無効

入札書は、無効とする。 を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札,

(3) 契約書作成の要否

欭

(4) 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低

(5) その街

詳細は,入札説明書による。

9 Summary

Name and quantity of the service to be procured

equipment

(2) Contract period:

conclusion through 31 March,

(3) Fulfillment place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

0:00 A.M. 3 July, 2017

(5) Contact point for the notice :

services department,

Prefectural Governmen

-shi, ken, 700 - 8570

Japan

TEL: (086) 226-7265, Ext. 23

る開発許可 五 を受けた開発行為に の者 に係る都市計 関する 画法 (昭和 工事 が完了した。 四十三年法律第百号) 第二十九条の規定に

平成二十九年五月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 大

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

五〇五、 九九一一、三五〇〇、 三四五 三五一八一二、三五一 -二、三五一四-三、三五一七 -二、三四五三-三五二三一三、三五二四一 三五. 三五五七一 五. 三五〇六、 -二、三四五六-三五二一 三五一三一, 町早島字三反地三四四七 三四五一 一、三五五七 五二一 三五〇七 一、三四五三一二、 三五〇一、 三五二二一二、三五二二一三、 三五一三一二、 三四五 三五一九一 三四五六 一、三五〇七 三五〇一-五一一 三五一七一二、三五一七一三、三五 字山川下三五五六 三四 五、 匹 川下三五五六-四、 五四一一、 三四四八、 三五一三一三、 一、三五〇二、三五〇三、 三 四 五 三四五六一六、 五三 字山根三五〇八-三五一二一、 三四五四一二、三四五 三 四 四 三五二三一 四、 三五五六 三五一四一 字竜番三四九 三四五二一 三五二 三五一二一二、 三五〇四、 三五〇 四九 九、 Ŧī.

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏

大和ハウス工業朱式会社

月六

0

入和ハウス工業株式会社

尚山支社 支配人 向井 和也

許可番号

岡山県指令建指第四一日

平成29年5月23日 第11890号 岡山県公報

る開発許可 を受けた開発行為に 次の者に係る都市計 年五月二十三日 関する工事 画法 (昭 和 かうち、 四十三年法律第百号)第二十九 公共施設に関する工事が完了した。 条の規定によ

原

発区域又は 工区に含まれ る地域 の名称

五〇五、 三四五 二、三五一四一三、三五一七 -二、三四五三-三、三五五七一 三五二三—三、三五二四— 三五. 地先まで道 $\stackrel{\cdot}{=}$ 八一二、三五一 五. 三五〇六、 三五〇〇、 三五二一 二、三四五六一 三五一三一, 町早島字三反地三四四七 三 四 五 五一 三五〇七 一、三四五三一二、 三五〇 三五五七 三五二二一二、 三五一三一二、 三四五 三五一九一 三四五六 三五〇一 、三五〇七 五一 三五一七一二、三五一 三四 匹 川下三五五六-英 三五二二一三、 川下三五五六 四、 五 三四四八、 三五一三一三、 一、三五〇二、三五〇三、 四一、 三 四 五 三四五六一 五三 三五一二一一 字山根三五〇八 三四五四-二、三四五 三 四 四 三五二三一 匹 三五五六 三五一四一 三四五二一 字竜番三四九 三五二 三五一二一二、 三五〇四、 三五〇 四九 九、 Ŧī.

公共施設の種類

用に供する貯

防の

位置及 び区域

発登録簿記 \mathcal{O} お ŋ (開 は

覧に供する。)

を受けた者 在地、 名称及 てド

市北区

野田四丁

工業株式会社

向井

五.

[県指令 建指

◎岡山県公安委員会告示第七十六号

のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の五第一 項の規定により、

平成二十九年五月二十三日

岡 山 県 公 安 委

一使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及ひ場所

トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メー

午後一時平成二十九年七月二十六日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年七月三十一日(月)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午後一時平成二十九年八月三日(木)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年八月七日(月)	倉敷国際射撃場
午前十時平成二十九年八月十四日(月)	
午後一時平成二十九年八月十八日(金)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年八月二十一日(月)	倉敷国際射撃場 倉敷市福田町浦田七四○−一
午前十時平成二十九年八月二十八日(月)	
午後一時平成二十九年八月三十日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年九月四日(月)	倉敷国際射撃場

午前九時平成二十九年七月五日(水)	午前九時平成二十九年七月三日(月)	日
水	月)	時
	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六	場
		所

2						
フィールドトラップ射撃(トラップ	午後一時平成二十九年九月二十八日(木)	午前十時平成二十九年九月二十五日(月)	午前十時平成二十九年九月十八日(月)	午後一時平成二十九年九月十二日(火)	午前十時平成二十九年九月十一日(月)	午後一時平成二十九年九月六日(水)
(トラップから射撃線までの距離が五メートルであるも	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九		倉敷国際射擊場	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九	倉敷国際射撃場	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九

午前九時平成二十九年九月二十五日(月)	午前九時平成二十九年九月二十二日(金)	午前九時平成二十九年九月二十日(水)	午前九時平成二十九年九月十五日(金)	午前九時平成二十九年九月十三日(水)	午前九時平成二十九年九月十一日(月)	午前九時平成二十九年九月八日(金)	午前九時平成二十九年九月六日(水)	午前九時平成二十九年九月四日(月)	午前九時
---------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------

日時	-	場	所
午後一時平成二十九年七月七日(金)		岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九	
午前十時 平成二十九年七月七日 (金)		倉敷国際射撃場倉敷市福田町浦田七四〇-一	
午前十時平成二十九年七月十四日(金)		
午後一時平成二十九年七月二十日((木)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九	
午前十時平成二十九年七月二十一日	金)	倉敷国際射撃場	
午後一時平成二十九年七月二十六日	永	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九	
平成二十九年七月二十八日(金)		倉敷市福田町浦田七四〇-一	

スキート村撃(ケンーがセンターポーレの上方を通過するようこ発付されるものスキート村撃(ケンーがセンターポーレの上方を通過するようこ発付されるもの	スキート村撃(ケノージセンターポ
	午前九時平成二十九日(金)
	午前九時

午前十時	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十九年八月三日(木)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年八月四日(金)	倉敷国際射撃場
午前十時平成二十九年八月十一日(金)	
午後一時平成二十九年八月十八日(金)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年八月十八日(金)	倉敷国際射撃場倉敷市福田町浦田七四○−一
午前十時平成二十九年八月二十五日(金)	
午後一時平成二十九年八月三十日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年九月一日(金)	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十九年九月六日(水)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
平成二十九年九月八日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇—一

平成29年5月23日 第11890号 岡山県公報

午前十時	倉敷国際射撃場
午後一時平成二十九年九月十二日(火)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年九月十五日(金)	倉敷国際射撃場
午前十時平成二十九年九月二十二日(金)	
午後一時平成二十九年九月二十八日(木)	岡山県クレー射撃場岡山市北区御津下田六二九
午前十時平成二十九年(金)	倉敷国際射撃場

所定の様式による受講申込書

提出先 住所地を管轄する警察署

2

3 提出期限

成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、 受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日を定める条例(平

日の直後における県の休日でない日)

兀

一万二千三百円

受講申込みの際、 岡山県収入証紙により納付すること。

なお、 受講手数料は、 納付後は還付しない

五その

- 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 代理受講は、認めない。
- 受講申込書を提出した警察署において後日交付することとす

5

3

◎岡山県公安委員会告示第七十七号

のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の五第一 項の規定により、

平成二十九年五月二十三日

使用銃種

岡山県公安

員

- 舞習つ日寺をドライフル銃

<u>-</u>	
講習の日時及び場所	

日	場	所
午前九時平成二十九年七月四日(火)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六	
午前九時平成二十九年七月十八日(火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一	元 一
午前九時 平成二十九年七月二十五日 (火)		
午前九時平成二十九年八月一日(火)	湯原国際射撃場真庭市仲間一八一六	
午前九時平成二十九年八月二十二日(火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九	一 九 一
午前九時平成二十九日(火)		
平成二十九年九月五日(火)	真庭市仲間一八一六	

午前九時		湯原国際射撃場
午前九時七九年	^十 九月十九日(火)	御津ライフル射撃場岡山市北区御津伊田二二九一
午前九時十九年	^十 九月二十六日(火)	

1

所定の様式による受講申込書

2

3

住所地を管轄する警察署

受講手数料

受講しようとする講習の実施日

の七日前

万二千三百円

注) 受講申込みの際、 岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、 納付後は還付しない。

五.

おおむね五人とする。

2 代理受講は、 認めない。

3 受講申込書を提出した警察署において後日交付することとす